

高架下利用計画等検討会議事概要

1. 日 時 平成24年11月22日(木) 10:00~11:10

2. 場 所 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 会議室

3. 検討会の概要

事務局より、関越自動車道新潟線高架下利用計画(練馬区区間)(案)について、これまでの経緯等を紹介後、計画案の説明を行った。

(1) 経緯等については、次のとおり。

- ・ 高速道路の高架下の利用計画の策定については、道路管理上支障がないことを確認した上で、これまで、公共的・公益的な利用を優先している。
- ・ こうした考えに立ち、地方公共団体が、まちづくりの観点から、高架下を公共の用に供したいという計画を提出した場合、それに基づく高架下利用計画案を作成し、検討会の審議をお願いしている。
- ・ 今回、練馬区から同区の関越自動車道高架下活用計画について、高架下利用計画の策定の要望があった。なお、本活用計画に関しては、同区議会においてこれを基本として高架下の有効活用の早期の推進を求める陳情が採択されたと聞いている。
- ・ 平成21年1月26日国土交通省道路局路政課長通知では、都市分断の防止又は空地確保を目的に道路を高架構造とした場合には占用の対象としないとされている。昭和41年1月8日付東京都知事から日本道路公団総裁あて文書(40建建路収第654号の4)には「盛土構造による道路は、将来両側の沿道区域の土地利用及び発展を阻害する恐れがあるので、やむをえない場合のほか、高架構造道路とすること。」とあり、本道路を高架構造とした目的について、種々調査したが、都市分断の防止、空地の確保であるとの確認はできなかった。このため、同通知を発出した国土交通省に確認の上、都市分断の防止や空地確保の必要性について、練馬区の現時点での意向を踏まえて対応することとし、以下のとおりその回答を得たことから、本道路の高架下利用計画案を作成した。
 - ① 当該区間の往来は、区道や側道により南北、東西方向ともに十分可能であり、周辺に緑地、小・中学校、予定区間に沿って側道、歩道、緑地帯があり、オープンスペースが十分に確保されていること。
 - ② 練馬区が策定した関越自動車道高架下活用計画は、現在閉鎖されている空間に交流の場を創出することにより沿道地域の連続性を高めるものであること、また、オープンスペースとしての活用、全計画区間にわたる歩行者用空間の整備のほか、建物用地についても建ぺい率は周辺より低くなる見込みであることから、都市分断や空地確保に留意した計画であること。
- ・ 当該区間の耐震補強工事は、平成7年の国土交通省の技術基準に則って、平成9~11年にかけて実施されており、昨年の東日本大震災においても、損傷は見られなかった。
- ・ 周辺環境について、練馬区は、関越自動車道高架下の活用にあたり、関越自動車道高架下活用区間環境調査を実施したと聞いている。これによれば、騒音・振動・大気汚染・通風・交通量については、現況において環境基準等を下回っており、施設整備後においても環境の変化はほとんどないとされている。

- ・東日本高速道路株式会社から、当該高架下を道路管理のために使用する予定はなく、また、当該高架下区間の利用については道路管理上支障がないとの見解を得ている。

(2) 委員からの主な意見は、次のとおり。

- ・現状、当該高架下はすべてフェンスで囲われていることから、地域の方々の高齢者センター、リサイクルセンター、スポーツ施設、地域交流スペース、町会倉庫というような形で、地域の方々が活用する公共的な空間、交流スペースになることで、分断というよりも地域の核になると考えている。
- ・当該高架下に区道が複数横断し、周辺に公園、学校、側道、歩道、緑地帯が整備されていること、周辺の土地利用状況を踏まえ、練馬区の関越自動車道高架下活用計画に基づく本計画案の具体的な内容については、問題ないものと考えられる。
- ・今後想定される占用申請においては、周辺地域と調和し、交流促進の中心的な役割を担う、地域の核となっていくような施設整備が実現するよう、練馬区において、十分な検討を行い、関係機関との調整をお願いしたい。

(3) 検討会において、関越自動車道新潟線高架下利用計画（練馬区区間）（案）については、了承された。

なお、本件については、パブリックコメントを速やかに実施することを報告した。

以 上